

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年8月8日(水) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 竹下 精一	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中3名が欠席)

10番 西富 大二郎	20番 竹下 精一	24番 宮本 淳一
------------	-----------	-----------

午後3時00分 開会

事務局 こんにちは。それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中21名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

 それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 本日は皆様方大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただき、まことにありがとうございます。

 毎日大変暑い日が続いております。委員の皆様には体調管理に十分注意していただきたいと思います。

 また、ことしも台風の時期となりました。大きな被害が発生しないよう祈念しているところでございます。

 それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請などの議題となっております。総会の審議がスムーズにできますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記を指名します。また、本日の議事録署名者には11番の網田稔委員と、12番の徳永芳也委員、書記に事務局の村上浩徳主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請など全13件でございます。議事に入ります前に議題の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、訂正ではございませんが、取り下げが1件あります。14ページの17番、5条の申請でございますが、第4号議案、5条申請、14ページ、17番が取り下げとなっております。それに伴いまして、目次のほうの案件を1件ずつ減らさせていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。27件でございます。

それでは、1番、お願いいたします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

1番につきましては、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は経営拡張のため、所有権移転される申請です。譲受人は農地所有適格法人で、畜産と飼料作物を作付されています。許可後は飼料用作物をつくられる計画です。

以上、1件について先日の地区委員会で協議したところ、農地所有適格法人の要件を満たし、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

3番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

4番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借り人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

5番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

5番は11番の案件と関連で、11番とあわせて下限面積の要件を満たしますので、あわせてご審議をお願いいたします。

6番、7番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。6番の譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

7番の譲受人も水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上、6件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、5番は11番と関連ですので、5番を除く2番から7番について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、8番です。

15番 上妻孝市委員

15番委員、上妻です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、9番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

9番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番と10番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

なお、5番は西区案件の耕作面積と合わせて5反要件を満たす案件です。

以上、3件につきまして先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、9番から11番についてご報告がございましたが、5番と11番は関連ですので、5番及び9番から11番について何かご意

見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、12番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、13番。

22番 木村憲正委員

22番の木村です。

13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は後継者へ経営移譲のため、使用貸借権の再設定をされる申請です。借り人は水稲を作付されており、許可後も水稲をつくられる計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

11番 網田稔委員

11番、網田です。

14番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番、15番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。14番は水稻を作付されており、許可後は露地野菜をつくる計画です。

15番は水稻を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ブドウを作付されており、許可後はナスをつくられる計画です。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、飼料作物を作付されており、許可後は飼料作物をつくられる計画です。

以上、4件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、14番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番ですが、申請人が議席番号11番の網田委員ご本人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。網田委員には18番の審議が終了するまで、議場から退室していただきます。
網田委員、よろしくお願いいたします。

(網田委員 退室)

議 長 それでは地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いしま

す。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、飼料作物を作付されており、許可後は飼料作物をつくられる計画です。

以上、1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、網田委員に入室をお願いします。

(網田委員 入室)

議長 続きまして19番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

19番から20番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、代替地取得のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

20番は、後継者へ経営移譲のため使用貸借をされる申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

以上2件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、19番から20番について地元委員よりご報告がござい

ましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、21番。

17番 牧野正治委員

17番、牧野です。

21番から27番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番、22番は関連で、妻と2人で独立就農のための使用貸借と、賃貸借権による権利設定の申請であります。申請人はキュウリとスイカ、ナスをつくられる予定であります。

23番、24番は関連で、耕作の便宜上の交換であります。許可後は、23番は水稻を、24番は銀杏を作付される予定であります。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。申請人は露地野菜と柿を生産する専業農家で、許可後は柿を作付される予定であります。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稻と露地野菜を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

27番は、後継者への贈与のための所有権移転の申請であります。申請人は水稻とスイカを生産する専業農家で、許可後は水稻、スイカを作付される予定であります。

以上7件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より21番から27番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

23番 梅田義弘委員

23番、梅田です。

1番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、平成30年5月18日に個人住宅建設のため、農地法第5条の転用許可申請が出されましたが、転用部分の隣接地の通路部分の幅員確保の必要が生じたことから、都市計画法第29条開発許可申請の開発区域に変更が生じたため、当初の許可申請面積499㎡から497㎡に変更するものです。変更による資金計画及び被害防除等の影響はございません。

以上1件、さきの地区委員会で協議検討の結果、計画変更はやむを得ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、宅地への転用申請です。申請地は、現在自宅の一部となっており、農地法の許可を受けていないことが判明したため、その是正のため申請されたものです。農地区分は10ha未満の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画は、既存宅地197.74㎡に転用面積13.82㎡、全体敷地面積211.56㎡で、申請地は自宅の一部としての利用です。また、無断転用のため始末書が提出されています。周囲の状況としては、南側

に農地がありますが、所有者からの同意が得られており、代替地検討表も提出されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも両基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

15番 上妻孝市委員

15番委員、上妻です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、5条11番の個人住宅、店舗等の転用申請に伴い、道路及びのり面に転用するものです。農地区分は中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,141㎡に住宅等への進入用道路及びのり面として維持管理するもので、適正なものと判断いたしました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は許可後速やかに着工され、平成30年10月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、3番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

3番及び4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、農地を墓地へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、墓地とその参拝者及び清掃等の維持管理用駐車場1台分で、妥当な面積と思われま
す。隣接同意、排水計画、被害防除とも問題ありません。

なお、熊本市生活衛生課との協議は終了しています。ただし、許可を得ないで墓地を利用してきたことに対し、始末書の提出がなされて
おります。

4番は、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。農地区分は、
10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、農業用
倉庫1棟で、妥当な面積と思われま
す。隣接同意、排水計画、被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで農業用倉庫を敷地と
して利用してきたことに対し、始末書の提出がなされております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしている
との協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、5番です。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても

検討されております。土地利用計画は、他地目806.46㎡を合わせた総事業面積990.06㎡に、農家住宅1棟、建築面積143㎡を建築される計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除等の問題もありません。工事計画は、平成30年9月1日から平成31年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。申請地には熊本地震前に住宅が建築されていた経緯があり、許可を得ず建築物が建築されていたため、深く反省されている旨の始末書が提出がなされております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、21件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

1番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、自作地への通路が不便なため、所有権移転により通路を確保するための転用申請です。農地区分は、市街地化の著しい地域にあり、上下水道移管理設された道路の沿道にあり、500m以内に複数の医療施設が存在する区域で第3種農地と判断されます。土地利用計画は、現在の通路が不便なため、通路を確保するためのもので、転用面積は妥当と判断されます。資金計画、証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、土地改良区からの意見書も添付され問題なしとのことです。工事完了は平成31年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

2番は、リサイクル業務を営む申請人が資材置き場不足のため、母

親の農地に使用貸借権を設定し、資材置き場として使用するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。なお、代替地につきましては検討済みです。土地利用計画はリサイクル業で使用する資材の仮置き場、仕分け場、駐車場2台分を整備される計画です。転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画と証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年12月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

3番は、申請人が所有権移転により資材置き場へ転用をし、申請人が役員を務める法人へ貸しつけるための貸資材置き場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。なお、代替地につきましても検討済みです。土地利用計画は、申請人が役員を務める法人の建設機械7台、型枠置き場、トレーラーハウスなどを配置されます。転用面積としては適当と判断されます。ただし、申請人が農地法を理解していなかったため、平成12年4月ごろから所有者から借りて既に資材置き場として利用してきたことを反省し、このようなことがないようにしますとの始末書が添付されています。資金計画、証明、排水計画、隣接調整、被害防除について問題なく、周辺農地の営農の条件に支障を及ぼすおそれはありません。なお、転用済みのため、工事は行われません。

4番は、不動産業を営む法人が既設の里道が狭いため、中心後退の4mを公衆用道路とするための転用申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。なお、代替地については検討済みです。土地利用計画、既設里道の中心後退部分の4mを確保し、公衆用道路へ整備する計画です。転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、証明、排水計画、隣接調整、被害防除について問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年11月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

5番は、申請人が所有権移転を行い、個人住宅を建てるための申請です。農地区分は、10ha以上の広がりある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し、転用される例外規定に該当します。なお、代替地については検討済みです。土地利用計画は、借家が手狭なために個人住宅を建設される計画で、木造平屋建て1棟、107.65㎡で転用面積としては妥当な

ものと判断されます。資金計画、証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域にあり、事前協議中であるとのことを確認しております。工事完了は平成31年8月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

6番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は、個人住宅を建築される申請で、所有権移転されるものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団農地のため第1種農地と判断し、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当し、許可は可能と判断いたしました。土地利用計画は、転用面積484㎡に個人住宅1棟、平屋建て、建築面積118㎡の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。代替地検討表も提出されております。また、開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は平成30年9月1日から平成31年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番は、親子間で使用貸借権を設定し、個人住宅建築するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積360㎡に個人住宅1棟、平屋建て、建築面積99㎡の建築で、転用面積としては適正な

面積と判断されます。ただ、現在雑種地の状況となっているため、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。代替地検討表も提出されております。また、開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査への審査の申請中とのことです。工事期間は平成30年8月21日から平成31年8月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、個人住宅を建築される申請で所有権移転されるものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積304㎡に個人住宅1棟、2階建て、建築面積76㎡への建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。ただ、現在、雑種地の状況となっているため、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。代替地検討表も提出されております。また、開発許可も必要とありますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年9月10日から平成31年8月31日までを予定されております。

9番から10番は関連で、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積202㎡に個人住宅1棟、平屋建て、建築面積79㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。代替地検討表も提出されております。また、開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年9月10日から平成31年12月30日までを予定されております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、設置基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、6番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

15番 上妻孝市委員

15番委員、上妻です。

11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、個人住宅、店舗及び駐車場への転用申請で、所有権移転されるものです。申請者は、現在中央区で木材販売業務を営んでおりますが、店舗が手狭になったため、有明海の一望できる景観豊かな申請地にショールームを兼ねた店舗の建設を計画されました。また、あわせて住宅の建設、来客者のための駐車場も整備される計画です。農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積709㎡に木造平屋建て個人住宅1棟、100㎡の建設及び鉄骨造り店舗57㎡と、7台分の来客者駐車場の整備で適正なものと判断いたしました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は許可後、速やかに着工され、平成31年2月中旬までを予定されており、許可後は目的どおり提案されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、農地の区分から立地基準、運用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

1番 赤木英雄委員

1 番委員、赤木です。

1 2 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 2 番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する 1 0 h a 未満の広がりのない農地で第 2 種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、2 7 m²に自家用車 1 台分と駐車スペースと回転スペースで妥当な面積と思われます。しかしながら、以前から許可を得ないで使用していたことについての始末書の提出がっております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしていることの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、1 2 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 3 番。

8 番 角居登委員

8 番委員、角居です。

1 3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 3 番は、所有権移転による貸し資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、かつ譲受人はその集落に居住され、業務の上で自身が所属する法人への貸し資材置き場として転用されるものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地周辺で水道工事が行われており、資材置き場が不足している法人へ貸し出すための転用を行うもので、許可後は砂利、砂、パイプ資材置き場として利用する計画とのことです。転用面積は 4 9 9 m²で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成 3 0 年 9 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 0 日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認してい

ます。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

22番 木村憲正委員

22番の木村です。

14番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番は、所有権移転による個人住宅、道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地については検討されています。土地利用計画は他地目含む総事業面積587.89㎡に個人住宅1棟、建築面積126.45㎡及び道路70.48㎡を整備される計画で妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成30年9月1日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、15番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

15番、16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番、16番は関連で、所有権移転による資材置き場及び車両置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地については検討されております。土地利用計画は、譲受人は申請地に隣接し、鉄骨加工業などを営んでおり、申請地に建築資材置き場、仮設足場置き場、作業スペース、作業車両駐車場15台分などを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。なお、申請地の一部を駐車場として利用していたため、深く反省されている旨の始末書の提出がなされております。工事計画は平成30年5月20日から平成31年5月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、15番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
17番は取り下げでございまして、続きまして、18番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

18番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は使用貸借権を設定し、個人住宅1棟を建築するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は木造2階建て、個人住宅1棟で、転用面積としては適当と思われれます。代替地の検討もなされ

ています。雨水は浸透枡を設置し地下浸透させ、オーバー分は道路側溝へ接続される計画です。生活雑排水及び汚水は、小型合併浄化槽を設置、道路側溝へ放流します。隣接農地とも調整がなされており、周辺農地への被害防除等も問題ないものと思われます。事業計画書、資金証明等、必要書類も提出されています。工期は許可日から平成31年2月末日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しています。宅地として一体的な農地で造成の必要がないことから、都市計画法43条に基づく建築物の新築のため、許可不要となっています。

19番から21番は関連です。法人が所有権移転し、建売住宅17棟、公園を建築するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落接続により、不許可の例外に該当するものと思われます。土地利用計画は建売住宅17棟、公園で、転用面積としては適当と思われます。代替地の検討もなされています。雨水は浸透枡を設置し、オーバー分は南側道路側溝へ接続される計画です。生活雑排水や汚水は既設の公共下水道へ接続し、放流されます。隣接農地とは調整済みで、周辺農地への被害防除等も問題ないものと思われます。事業計画書、資金証明等、必要書類も添付されています。工期は許可後から平成32年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しています。集落内開発制度指定区域で開発許可が必要ですが、開発景観課との事前協議済みです。

以上4件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、18番から21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

23番 梅田義弘委員

23番、梅田でございます。

22番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

所有権移転による資材置き場建設のための申請でございます。農地区区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。申請人は植物のリース業を行っており、事業拡大とともに、駐車場や園芸資材やリースの植物や苗物などの事業資材の置き場が不足するようになったため、道路の利便性がよく、河川がそばにあり、植物へのかん水が便利な当該地を申請したものです。土地利用計画は、面積2,233㎡に観葉植物のビニールハウス、園芸資材や樹木、苗物などの置き場を設置される計画で、配置図等から転用面積は適当と思われます。雨水は自然地下浸透させ、オーバー分は河川へ流す予定です。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事は平成31年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願ひでございます。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

1番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、奥古閑町のほか、海路口町、銭塘町、内田町、浜口町、美登里町の地内での県営土地改良事業 農業用排水施設に伴う参加資格の証明願ひです。

先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申し出の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認しております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、こ

の件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、第6号議案及び7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局 第6号議案、第7号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。
まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5号）についてご説明いたします。
初めに、所有権移転ですが、明細18ページの1番から24ページの12番までの合計12件で、1番から6番までが公社からの売り渡し、7番から12番までが公社による買い取りです。面積は12件合わせまして、田4万6,527㎡、畑1万2,832㎡の合計5万9,359㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。
次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの13番から31ページの39番までで、貸手27名、借手22名の件数27件です。契約期間別では6年未満が20件、10年以上が7件で、面積は27件合わせまして、田7万3,397㎡、畑6,197㎡の合計7万9,594㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は畑作物、水稻、飼料作物、麦、施設野菜、レンコン、露地野菜、果樹です。
次に、再設定分です。明細31ページの40番から32ページの42番までで、貸手3名、借手3名の件数3件です。契約期間別では6年未満が1件、6年以上10年未満が1件、10年以上が1件で、面積は3件合わせまして、田のみの7,123㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、施設野菜です。
続きまして、第7号議案です。33ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細34ページの1番から37ページの14番までで、貸手14名の件数14件です。契約期間別では6年未満が9件、6年以上10年未満が1件、10年以上が4件で、面積は14件合わせまして、田1万3,348㎡、畑5,555㎡の合計1万8,903㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案及び第7号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているところでございます。

この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況などの地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人の対象農地1筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番ついて地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

1番、2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番、2番それぞれ願出人による申請があった農地について現地調査を行い、申請人が適切に耕作していることを地元農業委員が確認し、地区委員会では証明することに何ら問題ないことを協議しました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第10号議案、非農地証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は宅地であることの証明願です。申請地は以前より宅地として利用していましたが、建てかえ計画に伴い、地目が農地であることが判明しました。申請地の建物登記簿により、昭和4年には住宅が建築されていたことが証明されており、このことから昭和27年10月20日、農地法施行日以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないと判断いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、2番。

1 1 番 網田稔委員

1 1 番委員。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番においても宅地であることの証明願です。申請地は以前より宅地として利用していましたが、震災の被災により住居の建てかえが必要となり、その際、地目が農地であることが判明いたしました。申請地の固定資産評価証明書により昭和12年には住宅が建築されていたことが証明されており、また、近隣住民も書面にて非農地だったことを証明しています。このことから昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断いたしました。

さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討した結果、証明書の交付については何ら問題がないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、第11号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について、また、12号議案、平成30年度非農地化の判断基準の決定についてです。この2件につきましては関連ですので、農地利用最適化推進専門委員会より続けて内容の説明をお願いします。

6 番 谷口憲治委員

専門委員会の委員長をやっております谷口でございます。

去る7月21日に委員会を開催いたしまして、11号の最適化の推進に関する指針及び12号議案の非農地化の判断基準について検討をいたしました。その結果、本日議案として提出したところでございます。

11号議案の最適化の推進に関する指針について、今までも若干委員さん方に説明した経緯がありましたのでご承知いただいているというふうに思っております。ただ、12号議案の非農地化の判断基準については、これは初めてお示しするやつでございます。また、熊本市農業委員会としましても、B分類の農地を非農地化の決定をするというのは初めての取り組みですので、今日は慎重にご審議いただきたいと思っておりますけれども、今回提出しておりますのはわかりやすいところから、B分類も非常に難しい部分もありますけれども、わかりやすい、完全に細分化しているような農地について、まずもって非農地化を進めて、また、皆さん方と相談しながら適宜非農地化の判断基準の範囲を広げていこうということを、委員会としましても決定をしたところでございました。

なお、議案の詳細につきましては事務局から説明させていただきますので、ご審議方、よろしく申し上げます。

よろしく申し上げます。

事務局

では、第11号議案、第12号議案についてご説明いたします。まず、第11号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定についてご説明いたします。1ページをお開きください。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の第1、基本的な考え方ですが、この指針は農地等の利用の最適化を強力に推進していくため、平成36年を最終目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期にあわせて目標設定の考え方や取り組み方法について検証・見直しを行うためのものです。

2ページ目をお開きください。第2、具体的な目標と推進方法ですが、まず1、遊休農地の発生防止・解消について。（1）遊休農地の解消目標ですが、3年後の平成32年及び最終目標の平成36年のどちらも遊休農地率を管内の農地面積の1%以下に維持してまいりたいと思っております。（2）具体的な推進方法として、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施、②農地中間管理機構との連携、③非農地判断等に取り組んでまいりたいと思っております。

3ページをごらんください。2、担い手への農地利用の集積・集約化について。（1）担い手への農地利用集積目標として、3年後の平成

32年には集積面積6,700ha、集積率60%、さらに平成36年には集積目標8,000haと、国の目標値である集積率80%を目指してまいりたいと考えております。(2)具体的な推進方法としては、①県・市・JA及び農地中間管理機構等関係機関との連携、②「人・農地プラン」の作成・見直し等を行ってまいりたいと思っております。

4ページをごらんください。3、新規参入の促進について。(1)新規参入の促進目標として、ここ3年間の現状を踏まえ、2、毎年の目標を参入目標数33経営体、参入目標面積32haと考えております。

(2)具体的な推進方法として、①関係機関との連携、②農業委員会による支援・助言等の活動等に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で第11号議案の説明を終わります。

続きまして、第12号議案、平成30年度非農地化の判断基準の決定についてご説明いたします。1ページ目をお開きください。

平成30年度非農地化の判断基準(案)のうち、農地法上で定められておりますのは四角で囲まれた部分となります。今回、熊本市農業委員会としての非農地化の判断基準としては、文書の真ん中より少し下の(2)農地としない土地についてです。これは、皆様が農地パトロールで判断していただくいわゆるB分類の農地のうち、上の部分に記載しております(1)農地とする土地、①農振農用地、②基盤整備農地、③条件整備等計画農地以外の農地のことです。さらに、文書の一番下に記載しております2、地域意向の確認につきましては、先日、地区委員会にお邪魔いたしましてご説明いたしましたとおり、地区委員会等で十分に協議をしていただき、非農地化の判断を行っていただきたいと考えております。

以上で第11号議案、第12号議案についての説明を終わります。

事務局

すみません、今、事務局から11号議案について説明させていただきましたけれども、この11号議案というのがこの新体制で一番大事な取り組みの内容でございますものですから、ちょっと補足というわけではございませんが、これまでも新体制になって新しい各ブロックで推進体制で、各機関で推進体制させていただきましたけれども、今後もこの決定を受けて、関係機関だけをまた集めさせていただいて進め方を練って、また、農地パトロールが終わった秋ごろに関係機関の練った案をお持ちしてこういうふうな感じで進めたいというふうに考えております。

各地域地域で進め方は若干違ってくるかと思っておりますけれども、少し

ずつ、一歩ずつでも進めたいと思いますものですから、推進委員さん、農業委員さん、ぜひご協力をよろしく申し上げます。すみません、お時間とりましたけれども補足でございます。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご意見などございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　なければ、異議なしということで、議案どおり承認することに決定します。

　　続きまして、追加議案、農地利用集積円滑化事業規程変更の決定についてです。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　追加議案、農地利用集積円滑化事業規程変更の決定についてご説明いたします。

　　熊本市農業協同組合、鹿本農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合より、熊本市に農地利用集積円滑化事業規程変更承認申請書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項の規定に基づき、下記のとおり決定するものです。

　　1、変更の理由。都道府県農業会議が農業委員会のサポート業務を行う指定法人に移行することから、移行後の都道府県農業委員会ネットワーク機構に文書の修正を行います。2、変更箇所。農地利用集積円滑化事業規程事業実施に当たっての調整等第4条のうち、下の新旧対照表の下線の部分が変更箇所になります。

　　以上で追加議案についての説明を終わります。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご意見などございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　ありがとうございました。異議なしということで、原案どおり承認することに決定します。

　　それでは、続きまして、次第5の報告事項です。別冊報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、別冊の議案の次にカラーページで報告事項というページがございますが、こちらのほう1番から8番まで項目が載っております。

して、合計 87 件の届出等報告事項が上がっております。内容については割愛させていただきます。

以上でございます。

議長 次に、次第 6 のその他ですが、本日は 1 点ございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 私から、皆様にお配りしておりますが、熊本市農業委員会だよりというものを作成いたしました。こちらは、本日は皆様に 1 部ずつお配りしておりますが、農業委員、最適化推進委員の皆様には何部かまとめて後日郵送させていただきたいというふうに考えております。こちらのだよりにつきましては、地域での委員活動などにご活用していただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。その他には何かございませんか。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第 18 条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 15 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年8月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 網田 稔

署名委員 徳永 芳也

書 記 村上 浩徳